

令和2年第3回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 令和2年3月24日(火) 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 梅里節子
- 4, 出席者 教育長
教育委員 4名
事務局 13名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7, 会議の概要
 - (1) 開会
今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
今泉教育長 梅里委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。
 - (4) 議事
今泉教育長 それでは、議事に入ります。本日の「議案第6号」から「議案第10号」は人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第6号」から「議案第10号」の案件を非公開といたします。

【議案第6号】【議案第7号】【議案第8号】

【議案第9号】【議案第10号】

非公開

今泉教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第11号 笠間市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第11号 笠間市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は本年4月からの行政組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。25ページをお開きください。こちらの新旧対照表にございますように、今回の改正は、市長部局の部制とあわせ、教育委員会に教育部を置き、次長職を一般職の長として教育部長と改めます。また、茨城国体の終了に伴い、スポーツ振興課にありました国体推進室を廃止するものです。なお、附則でこれらの規則は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

吉崎委員 これは市役所全体の機構の改革に伴うことだと思います。次長職は教育部長職と今までも同等だったと思うんですが、教育部を置くことによって何かいい点ありますか。組織的に名称だけの問題、それと、以下の部局との整合性のためなんですか。

事務局 本来であれば教育委員会制度変わった時点、教育長の立場が法改正で変わりました。そのときに、本来であれば教育部長とか、次長職が1番一般職の長になりますので、そのときに変わるべきだったんですが、今回こういった形を変えたというのが一つであります。あと今ご質問あったように何が変わるのかっていうことについては、特にこれまでどおりというような形になるかと思えます。

吉崎委員 もう1点だけよろしいですか。室っていう名前の置き方なんですけど、例えば指導室とか、おいしい給食推進室は今回変えるわけではないんですけど、この室というのは、課長職かちょっと上だったんですけど、この室ってのは立场上学務課の中にあるんですか。組織上の位置づけとして、これは課と室は一緒なんですか。

事務局 位置づけとしては課内室なんですけど、室長は課長職です。

吉崎委員 そうすると、課の中にとはどのような位置づけなんですか。これ課室と書いてありますけど。並列ではないということですか。指導室とかおいしい給食推進室って同等に並んでいるんじゃないんですよね。

事務局 専門の課長という意味合いです。位置づけとしては、学務課長がいて並列ではあります。

吉崎委員 言ってることはよく分かるんです。指導室は指導課になるんじゃないかと思うんです。このぐらいの規模だと、本来は学務課とか指導課と並列に来るのかと思ってたんですが、これが今回の中に入るのか。

事務局 課内室っていうのが、組織の中で一般的に市長部局の中でも同じようにやっています。室の位置づけって一般の人から分かりにくいですね。

今泉教育長 その他ご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第11号 笠間市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第12号 笠間市学校管理規則の一部を改正する規則について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第12号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の制定に伴い、教育職員の時間外勤務等について定めるため所要の改正を行うものがございます。35ページの方をお開きいただきたいと思います。今回の改正は、主に2点です。一つは、第16条の3で学校評議員について学校運営協議会の設置に関わる事項を追加しました。もう一つは、第20条で校長及び職員の時間外勤務についてでございます。文部科学省の指針に基づき、原則として残業の上限を月45時間、年360

時間とし、特例として、児童生徒にかかわる臨時的な特別の事情がある場合は月100時間未満、年720時間とし、2から6カ月平均で80時間以内とするものでございます。なお、附則で、これらの規則は令和2年4月1日から施行するものでございます。ただし、学校評議員の部分については、平成31年4月1日から適用するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

戸田委員 この1カ月45時間とか1年360時間というのは、これまでは明記されてなかったのが、今度明記されるようになるということですか。

事務局 はい、そのとおりです。

戸田委員 これを守ったかどうかという、決めるだけでなく実際にどうかっていうのが、記録をしたり結果を見ていくのが大事だと思うんですが、そっちの方はなに変わっていくことはあるんですか。

事務局 今学務課の方で、各学校の先生の出退勤をパソコン入力してもらって、うちの方で集計してるところです。平成31年度から始まったのですが、2カ年間で全部記録をしているところです。結果としては、昨年に比べて今年は残業時間は減っておりますが、この45時間というのはなかなか難しい状況になっています。

戸田委員 パソコンの入れ方が正確な時間なのか、後で自分で調整できて入れられるものなのか、そういうところは結構大事なのかなと思います。そこで調整しちゃうと意味ないような気がするんですか。

事務局 学校によって運用形態違うんですが、バーコードで勤務時間を記録している学校もありますし、エクセルに入力している学校もあります。いろいろ混在しているという状況でございます。

戸田委員 笠間市は、どういう状況ですか。

事務局 笠間市の学校内でいろいろ混在して、まだ統一されていないというところなんです。

戸田委員 ちゃんと減らしたりとかできないようになってくれないと意味がない

かなと思って、そっちのほうも考慮してほしい。

梅里委員 そういう報告様式がまちまちで学校独自であるのが実態なのですか。その統一した形で管理しやすいようにしたほうがいいのではないかと。

事務局 学校から各先生方の勤務時間を記録したエクセルデータを1カ月ごとにまとめて提出してもらいまして、学校ごとの超過勤務時間なんかをだしてる状況です。先生方の自己申告になってる部分もあります。ですので、これをやることによつての先生方も超過勤務時間を意識するっていうことは、全校できていて、年々超過勤務時間が減っているということを感じております。

今泉教育長 測り方の違いとかその申告とかフォームの違いはあつても出てくる表はちゃんと同じものが提出されるということです。

梅里委員 校内ではさまざまであつても報告のときに、問題なく読み取れたり、比較できたり、処理できるということなんですね。こちらからなにか勤務状態を指導してきたりとか、留意してほしいといったような形でフィードバックしたようなことはありますか。

事務局 先生によつて違うんですけども、超過勤務時間が80時間以上とか、中には部活動等で100時間以上を超えた先生もいましたので、校長を通して勤務時間の見直してということで指導していただきますように指導助言をいたしました。

梅里委員 1ヶ月45時間、実質1日2時間程度となると、なかなか現実には本当に厳しいかなと思うのですが、周知を図つて意識化していただける事が大事かなと思います。

鳥羽田委員 法律上この時間は仕方がなくて、これでやるしかないんですが、現場のほうは2時間というのはなかなか厳しいと思うんですね。それで、これと同時にやっぱり昨日の会議の中で、笠間小学校は家庭訪問がコロナの関係で困難という話が出ましたが、ある一面働き方改革にもつながるのかなと思ってちょっと聞いていたんです。ですから、総合教育会議のときに市長も仕事量が多いだろうと。少しずつ減らす方向も考えていた方がいいんじゃないかっていう話があつたと思うんですが、これと同時に、中身をもっと工夫して減らすということ、教育委員会のほうからまた発信してもらつとやっぱり結果で現場も変わっていく。それが変わらないと、形だけ変えて、これでやれっていうのもやっぱり適当にやつてこの時間に終わらせようっていうような形になつ

てしまうので、中身の工夫とか、その減らすこと大胆に考えていくってということもアドバイスしてもらえるといいのかなと思ってますのでよろしくをお願いします。

吉崎委員 時間を超えた場合は、夏休み等にまわすことができるってありますよね。オーバーした分だけ夏休みをとるといふ。そういうことは法令上、これは規則には書かないんですね。

事務局 変形労働制についてはこちらのほうにのせてませんが、学校のほうには通知しております。

今泉教育長 変形労働制は令和3年からです。こちらの時間は令和2年度からなんで、先ほどの私が教育長の報告のところで給特法の研修会に行きましたっていうところがここなんです。これを4月にはどの学校も、県内の学校はすべて、入れるようにという指導が県からありました。この時間のところは4月から施行されるので、そこにいれるようにという指導。だからひとまずここを入れたというです。その変形の部分は、今年令和2年1年かけて、それが本当に効果的なのかどうかってもう少し考えながら検討していきます。県の方も、その準備段階として、研修等夏休みに入れられないような方向で今進んでいるところです。研修を夏休み中は県は全部入れないって今方向を打ち出しています。それが県のほうの準備段階です。

戸田委員 守られなかった場合の罰則とかペナルティーみたいなことはあるんでしょうか。

事務局 特にペナルティーとかそういうのはありません。ですから、やはり委員会からの指導助言という形をとっています。

今泉教育長 ほかにご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第12号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第13号 笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第13号 笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条番号が改められたことにより、関連する規則について所要の改正を行うであります。なお、附則でこの規則は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第13号 笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第14号 笠間市立小中学校学区に関する規則の一部を改正する規則について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第14号 笠間市立小中学校学区に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、笠間市区長設置に関する規則の一部改正により、行政区が統合されることから、所要の改正を行うものであります。75ページをお開きください。友部小学校学区で四つ葉荘を削除。次に、76ページの北川根小学校区であるRG風の森を削除。次に78ページの友部中学校学区で四つ葉荘を削除。当越1、当越2の「の」を入れた当の越1、当の越2に改めます。次に、友部第二中学校学区で大沢中3区を大沢中3に改めるものでご

ざいます。なお、附則でこの規則は令和2年4月1日から施行するです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市立小中学校学区に関する規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第14号 笠間市立小中学校学区に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第15号 笠間市英語指導助手就業規則等の一部を改正する規則について」各担当課長より説明を求めます。

事務局 「議案第15号 笠間市英語指導助手就業規則等の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員制度が施行されることから、教育委員会会計年度任用職員の任用等に関し所要の改正を行うものであります。今回改正するのは学務課所管では、市独自採用の英語指導助手と自治体国際化協会から派遣される外国語指導助手、生涯学習課所管では、社会教育指導員、公民館所管では、笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則、スポーツ振興課所管では、スポーツ国際交流員となります。私の方からは、指導助手と外国語指導助手と同じ国際化協会から派遣されるスポーツ国際交流員について改正の内容をご説明いたします。89ページをお開き願います。まず、市独自採用の英語指導助手についてでございます。英語指導助手につきましては、優秀な人材を確保するため、今回期末手当を付与し、勤務時間の見直しを行っています。具体的には第6条で1週間の勤務時間を35時間から37時間30分とし、1日の勤務時間も7時間から7時間半としてございます。そのほか、90ページの第9条では、特別休暇に介護休暇を追加、91ページの報酬及び費用弁償では、第14条に期末手当を追加し、本法を明記してございます。また、93ページの第22条から第24条では、市の任用規定で適用される政治的

行為の制限やそういう行為等の禁止、ハラスメント等の禁止を追加するものでございます。次に、外国語指導助手です。95ページをお開きください。外国語指導助手につきましては、身分は会計年度任用職員となり、特別休暇や服務規律については、英語指導助手と同じように、市の任用規定が適用されます。ただし、報酬につきましては、自治体国際化協会で定められた額とするものでございます。なお、同じ自治体国際化協会から派遣されているスポーツ国際交流員についても同様の改正となります。私の方からは以上になります。

事務局 生涯学習課分になります。「笠間市社会教育指導員規則の一部改正について」説明をさせていただきます。101ページをご覧くださいと思います。第2条については、非常勤から会計年度任用職員への変更でございます。このことに伴いまして、現在6名の方に友部公民館で勤務していただいておりますが、令和2年度からは4名の方で、生涯学習課のほうに勤務していただきます。第7条になりますが、人数のほうを減らした分、勤務日数が1カ月12日から16日といたします。以上で説明を終わります。

事務局 それでは公民館所管分になります。資料の102ページをご覧ください。「笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則が一部を改正する規則について」ご説明いたします。内容といたしましては、地区公民館の館長及び主事につきまして、令和2年度より会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまでの非常勤特別職から有償ボランティアの身分となることから、特別職の職員で非常勤のもの報酬から報償へと規則の内容を変更するものでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、各担当課長より説明がございましたが、「笠間市英語指導助手就業規則等の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第15号 笠間市英語指導助手就業規則等の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第16号 笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」笠間図書館長より説明を求めます。

事務局 資料の109ページになります。「議案第16号 笠間市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、本案につきましては、笠間市立図書館の土日祝日の開館時間を変更するために所要の改正をするものであります。110ページに内容が記載しておりますが、第7条で現在、平日土日祝祭日すべて午前9時から午後7時まで開館してございますが、そちらの方を平日は午前9時から午後7時まで、土日祝祭日につきましては、1時間短縮しまして、午前9時から午後6時までにするものであります。合わせまして、111ページの新旧対照表をご覧ください。12月最後の開館日というのがございまして、こちらの方は、当初より午前9時から正午までとしてございましたが、実質、正午ではなくて、午後5時まで開館してございますので、こちらのほうも実状にあった12月の最後の開館日を午前9時から午後5時までで改めるものでございます。なお、統計をとりまして、平日の場合の午後6時から7時までの入館者の割合というのが約6%に對しまして、休日の場合は4%、休日1,000人の来館者がおりますと、440人ぐらいの来館者ということで、効率化を図るために改正するものです。説明は以上でございます。

今泉教育長 只今、笠間図書館長より説明がございましたが、「笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第16号 笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第17号 笠間市教育振興基本計画策定委員会設

置要綱等の一部を改正する告示について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第17号 笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示について」ご説明をいたします。本案は、笠間市行政組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。113ページをお開き願います。今回、教育委員会に教育部を置き、教育次長を教育部長と改めることから、笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱以下6つの要綱や規定において改正を行うものです。なお、附則でこの告示は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第17号 笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第18号 笠間市部活動指導員の配置要綱の一部を改正する告示について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第18号 笠間市活動指導員廃棄要綱の一部を改正する告示について」ご説明をいたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員制度が施行されることから、教育委員会会計年度任用職員の任用等に関し、所要の改正を行うものであります。124ページをお開き願います。今回の改正は市の利用規定に基づき、第2条では身分、第6条では任用期間、第9条では報酬及び費用弁償、また第9条では解職について、地方公務員法第29条、これは懲戒処分を規定したものでございますが、これに基づき解職することができるものとするものでございます。なお、附則

でこの告示は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市活動指導員廃棄要綱の一部を改正する告示について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第18号 笠間市活動指導員廃棄要綱の一部を改正する告示について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第19号 笠間市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第19号 笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について」ご説明をいたします。本案は、TKCシステムの導入に伴い、様式が改められるため、所要の改正を行うものです。126ページをお開き願います。今回の改正は、市の基幹系システムの委託業者が茨城計算センターからTKCに変わったことから、様式の変更を行うものです。内容的に特に変更するものではなく、例えば126ページ、127ページにあります申請書で、これまでは申請者の他に就学援助費の請求及び治療に関して学校長代理人として委任する旨の委任状が必要でございましたが、その委任状をなくしまして、その文言を申請書に加えるものでございます。なお、附則でこの告示は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第29号 笠間市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第20号 笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部を改正する告示について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第20号 笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部を改正する告示について」ご説明をいたします。本案は、笠間市こども育成支援センターの開設による適応指導教室の移設に伴い、所要の改正を行うものです。143ページをお開き願います。まず、第1条で適応指導教室を教育支援室に改め、第2条で対象児童生徒を笠間市内に住所を有する18歳までの生徒としています。また、対象を18歳までとしたことで144ページの方の第5条では、入室申請に際しては申請先を校長または指導室長としてございます。第6条の入室審査委員会では構成において学務グループ長、指導員を教育支援室の室長、教育支援員に改めています。145ページ、第9条の通室状況の報告では、これまであった個人支援記録表を削除していますが、今後はセンター内で共有する個別の支援シートで情報を共有して連携を図ることとしています。なお、附則においてこの告示は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部を改正する告示について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

戸田委員 対象年齢が18歳まで可能ということですが、これまでは何歳までだったのですか。

事務局 小・中学生です。

戸田委員 中学校卒業してからもこの教室にという常時通えるようになるのですか。中学校卒業した子とどういうふうな関係になっていくのか説明していただきたい。

事務局 基本的には小中学生と適応指導教室に通った子のフォローアップといたしますか、そういった形の支援になるかと思えます。ただその高校

に入ってひきこもりなったり、そういった方に対してもカウンセリングとか、そういったものを実施しながら支援をしていくというような形をとっていきたいというふうに思います。

戸田委員 中学校卒業する前に、教育支援室にいた子じゃない高校に行って、新たに不登校になったりした子もこちらに通えるということですか。

事務局 はい。

戸田委員 とっても手厚いですね。よろしくをお願いします。

今泉教育長 他にご質問等ございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第20号 笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部を改正する告示について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第21号 笠間市教育委員会事務局処務規定等の一部を改正する訓令について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第21号 笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」ご説明をいたします。本案は、笠間市行政組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。159ページをご覧くださいと思います。今回、教育委員会に教育部を置き、教育次長を教育部長に改めることから笠間市教育委員会事務局処務規定以下5つの要綱や規定において改正を行うものです。なお、附則でこの訓令は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第21号 笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第22号 笠間市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第22号 笠間市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」ご説明をいたします。本案は、笠間市立学校管理規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。166ページをお開き願います。今回、笠間市立学校管理規則において、校長及び職員の時間外勤務と条文を一つ加えたことから、第1条の条文において、改正を行うものです。なお、附則でこの訓令は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第22号 笠間市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第23号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規定等の一部を改正する等の訓令について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第23号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規定等の一部を改正する等の訓令について」ご説明をいたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員制度が施行されることから、教育委員会会計年度任用職員の任用等に関し、所要の改正を行うものでございます。172ページをご覧ください。173ページからの特別支援教育支援員については会計年度任用職員として任用されますので、市の任用規定を準用するといった内容の規定に改正するものでございます。また、171ページに戻っていただき、中ほどに書いてございます笠間市教育委員会の臨時職員、嘱託職員、一般職非常勤職員の管理規程を廃止し、議案第25号で上程する会計年度任用職員に移行するものでございます。なお、附則においてこの訓令は令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規定等の一部を改正する等の訓令について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第23号 笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規定等の一部を改正する等の訓令について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第24号 笠間市適応指導教室設置要綱の全部改正について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第24号 笠間市適応指導教室設置要綱の全部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、笠間市こども育成支援センターの開設による適応指導教室の移設に伴い、所要の改正を行うものでございます。178ページをお開き願います。まず要綱につきましては、これまでの適応指導教室設置要綱の全部を改正して笠間市教育支援室設置要綱とします。第1条の趣旨では対象を小学生から18歳までとし、学校生活の不適応やひきこもり等の防止及び社会的自立を目

的として切れ目ない支援と適切な教育育成を行うこととしています。第2条では名称及び位置を定め、第3条の構成では、教育支援室に教育支援室長及び教育支援員を置くこととしています。第4条の任期では会計年度任用職員となりますので、基本4月1日からの1年となりますが、再任は妨げないとしてございます。次のページにいきまして第5条の職務では、これまで行ってきた支援内容に加え、(2)にありますように、不登校の解消や不登校を未然に防ぐための学校訪問、家庭訪問を行います。また、(4)の児童生徒の活動への支援や、(5)の学校、家庭、教育相談機関との連携及び研修会の開催については、内容を拡充してまいります。この他、第6条では服務、第7条では研修、第8条では退職、第9条では解職、第10条では報酬及び費用弁償を定めており、第11条の処務では支援室の処務は学務課において処理することとしてございます。なお、附則においてこの訓令は令和2年4月1日から施行するのでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市適応指導教室設置要綱の全部改正について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第24号 笠間市適応指導教室設置要綱の全部改正について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第25号 笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第25号 笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程について」ご説明をいたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員制度が施行されることから、教育委員会会計年度任用職員の任用等に関し、必要な事項を定めるため、新たに制定するものでございます。182ページをお開き願います。会計年度任用職員はこれまでの任用と比べまして、休暇や手当等が拡充されますが、守秘義務などの服務規律が適用され、懲戒処分の対象にもなります。今回、教育委員会におきましても、学校事

務補助員あるいは、特別支援教育支援員などの非常勤職員がすべて会計年度任用職員として任用されますので、市の任用規定を準用するといった内容の管理規定を新たに制定するものでございます。なお、附則においてこの訓令は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第25号 笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第26号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について」学務課長より説明を求めます。

事務局 「議案第26号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について」ご説明をいたします。本案は、笠間市立小学校、中学校、義務教育学校において独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する共済掛金における保護者負担額を明示するため、別紙のとおり制定するものでございます。184ページをご覧いただきたいと思います。まず、表題の日本スポーツ振興センター災害共済給付制度ですが、これは子供が学校の管理でけがなどをしたときに給付される災害保険料の給付制度でございます。日本スポーツ振興センター法では、保護者負担金について、市の定める額としているところがございますが、これまで本市教育委員会においては、保護者負担額を明示した規定がなかったことから、今回新たに定めるものでございます。具体的に言いますと、災害保険料は児童生徒1人当たり935円でそのうち15円が免責で保護者負担額は935円から免責の15円を引いた920円の5割、460円を納めてもらっています。そうしたことから今回第2条の保護者負担額で負担金の額は、共済掛金の5割とし、法第29条の第2項各号に

該当するもの、これはいわゆる要保護、準要保護の方については、保護者負担額を徴収しないとするものでございます。なお、附則においてこの要綱は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、学務課長より説明がございましたが、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第26号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後3時45分閉会を宣す。

8. 議決事項

議案第6号	笠間市立学校医の委嘱について	可決
議案第7号	笠間市立学校評議員の委嘱について	可決
議案第8号	笠間市立学校運営協議会委員の委嘱及び任命について	可決
議案第9号	笠間市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
議案第10号	地区の公民館長及び地区の公民館主事の任命について	可決
議案第11号	笠間市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について	可決
議案第12号	笠間市学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
議案第13号	笠間市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について	可決
議案第14号	笠間市立小中学校学区に関する規則の一部を改正する規則について	可決

議案第15号	笠間市英語指導助手就業規則等の一部を改正する規則について	可決
議案第16号	笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第17号	笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示について	可決
議案第18号	笠間市部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示について	可決
議案第19号	笠間市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について	可決
議案第20号	笠間市適応指導教室管理及び運営要領の一部を改正する告示について	可決
議案第21号	笠間市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令について	可決
議案第22号	笠間市立学校処務規程の一部を改正する訓令について	可決
議案第23号	笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程等の一部を改正する等の訓令について	可決
議案第24号	笠間市適応指導教室設置要綱の全部改正について	可決
議案第25号	笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程について	可決
議案第26号	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱の制定について	可決